

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横浜市長 山中 竹春

市町村名 (市町村コード)	横浜市 (141003)
地域名 (地域内農業集落名)	横浜市 (横浜市全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 25日・26日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化のため農業経営の継続への不安。
- ・相続税の支払いやその負担。
- ・農業で安定的な収入が得られないこと。
- ・農業生産基盤や農業生産施設等の老朽化。
- ・担い手不足による遊休農地の発生、雑草の繁茂などによる隣接農地への影響、防犯・防災上の懸念や景観上の課題。
- ・農地と住宅が近接していることによる土埃の発生や土砂の流出、農薬の飛散やたい肥の臭いなどによるトラブルが多いこと。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・横浜市が掲げる都市農業の目指す姿である「活力ある都市農業が展開され、農のある豊かな暮らしが実現している」を実践しながら、様々な関係者と連携を深めていく。
- ・市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物を生産し販売している特徴を生かし、持続できる都市農業を推進する。
- ・野菜を中心に、果樹、花き、植木、水稻、畜産物など様々な農畜産物が生産される。市場出荷型の品目数を絞った比較的大規模な栽培も引き続きなされるほか、直売やスーパーでの産直、マルシェ、飲食店など多様な販売チャネルに対応した多品目少量栽培も広く展開されている。
- ・市民農園や収穫体験等の農体験へのニーズもますます高まり、農業を通じた福祉や教育に関する社会活動も進んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,722.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,722.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

横浜市が掲げる都市農業の趣旨により、横浜市域全域を農業上の利用が行われる区域と位置付ける。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域の中心的な農家である認定農業者のほか、多様な担い手に農地を貸し付けられるよう、営農条件の悪い農地や遊休化した農地の復元を進め、農地の集約化を推進する。 ・地域で信頼関係を築くことのできる多様な担い手を育成し、担い手の農業経営の安定化を図り、農地の集積化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集積化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・安定した耕作の継続や収入の安定化につながるよう、農業専用地区などを中心に農業生産基盤の整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・規模拡大や生産品目の拡充などの農業経営の改善に向けて取り組む地域の中心的な農家を認定農業者として認定し、支援を行う。 ・農業への新規参入を推進するため、新規就農者に対し営農の初期投資として必要な設備及び資材等の導入を進めることにより、円滑な営農開始と農業経営の安定化を図る。 ・新規就農者に対する農地のあっせん、営農する農地の紹介や栽培技術指導、農業経営に関する相談対応などを行い、地域で信頼関係を築くことができる担い手として育成する。 ・農業後継者が意欲とやりがいを持って農業に取り組むことができるように、営農の初期投資の支援等を行う。 ・女性農業者のおかれている様々な課題を認識し、男性農業者とともに都市農業の担い手として、役割を生き生きと果たす女性農業者の育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等による効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成等を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図るものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物への被害対策として、防鳥施設や電気柵・ワナの設置などの導入を進める。
 ②環境への負荷の軽減に取り組む意思のある農家を環境保全型農業推進者として認定し、たい肥等の有機質による土づくりや土壌診断による適正な施肥設計に基づく土づくり、天敵農薬の活用や防薬施設導入推進により、化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減を進めていく。
 ③スマート農業機器や設備等の導入支援を行うとともに、スマート農業技術による栽培実証に取り組むなど、技術の普及を進める。
 ⑤先進的な農業機械・設備の導入により作業の効率化を図り、生産量の増加を図る。ナシやブドウなどの主な果樹品目のほか、ブルーベリー、イチゴなど、多様な消費者ニーズに応えた観光農園を推進していく。
 ⑦土地改良区の運營業務や整備事業等を円滑に進めるとともに、水田の保全や地域住民等との交流などを通じ、農業が有する多面的機能の発揮を図る。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、営農に必要と認められる農業用施設の導入を進めていく。